

議案第54号

芽室町工業団地造成基金条例中一部改正の件

芽室町工業団地造成基金条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町工業団地造成基金条例の一部を改正する条例

芽室町工業団地造成基金条例（昭和52年条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「造成」を「事業」に改める。

第1条中「計画的な工業団地造成」の次に「及び適正な工業団地施設の維持管理」を加え、「造成基金」を「事業基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

芽室町工業団地造成基金条例設置目的等の見直しに伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町工業団地造成基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>芽室町工業団地<u>事業</u>基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 計画的な工業団地造成<u>及び適正な工業団地施設の維持管理</u>に要する資金に充てるため、芽室町工業団地<u>事業基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>芽室町工業団地<u>造成</u>基金条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 計画的な工業団地造成に要する資金に充てるため、芽室町工業団地<u>造成基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>